

No.55

広 報 すずかかめやま

地区広域連合

目次

○広域連合長就任挨拶	2
○広域連合議会の動き	2~3
○消費生活センターからのお知らせ	3
○介護保険のお知らせ	
・介護保険負担限度額認定について	4~5
・介護予防について	6
・介護保険料について	7
○財政状況、情報公開制度の実施状況・ 個人情報保護条例の運用状況	8

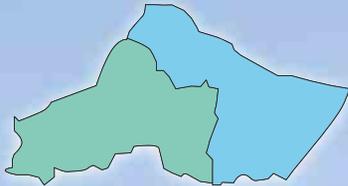
安楽川(鈴鹿市西富田町)
鈴鹿川水系の支流で、亀山市から鈴鹿市を流れる一級河川。

2019
8
August

広域連合長に 末松 則子 鈴鹿市長が就任しました

令和元年5月7日に、任期満了に伴う鈴鹿亀山地区広域連合長選挙が行われ、広域連合長に末松則子鈴鹿市長が就任しました。

また、副広域連合長は、櫻井義之亀山市長が努めます。



広域連合長 末松 則子



副広域連合長 櫻井 義之

広 域 連 合 長 挨 拶

令和元年5月7日付けで、引き続き広域連合長に就任いたしました末松則子です。

本広域連合は、現在、介護保険事業と消費者行政を中心に事業を実施しております。介護保険事業においては、その柱となる第7期介護保険事業計画の基本理念に、「いつまでも自分らしく暮らせる長寿社会の創造」を掲げ、地域包括ケアシステムの深化・推進を着実に進めることにより、高齢者の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、計画の実行に努めてまいります。

また、消費者行政において、情報化社会の進展に伴い、複雑・多様化する消費者被害の相談に的確に対応し、被害防止のための消費者教育、啓発活動を行うことで、圏域住民の皆様の安全・安心に貢献してまいります。

今後も、圏域の皆様の誰もが輝き、夢や生きがいを持って健やかにいきいきと暮らすことができるよう取り組んでまいりますので、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

鈴鹿亀山地区広域連合長 末松 則子

広域連合議会の動き

総務課 059-369-3200

3月定例会

平成31年3月28日に3月定例会が開催され、平成31年度の予算案等が原案どおり可決されました。

7月臨時会

令和元年7月5日開催の7月臨時会で、次の議案が原案どおり可決、決定されました。

議案第 4号	令和元年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算(第1号)
議案第 5号	令和元年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
議案第 6号	鈴鹿亀山地区広域連合介護保険条例の一部改正について
議案第 7号	鈴鹿亀山地区広域連合公平委員会委員の選任同意について
議案第 8号	鈴鹿亀山地区広域連合公平委員会委員の選任同意について
議案第 9号	鈴鹿亀山地区広域連合公平委員会委員の選任同意について
議案第10号	鈴鹿亀山地区広域連合監査委員の選任同意について

広域連合議会の動き

広域連合議会議長には鈴鹿市議会選出の池上茂樹議員が、監査委員には鈴鹿市議会選出の前川申龍議員が選任されました。

なお、副議長は引き続き、亀山市議会選出の福沢美由紀議員が努めます。



池上 茂樹 議長



福沢 美由紀 副議長



前川 申龍 監査委員

鈴鹿亀山地区広域連合議会議員名簿（議席順・敬称略）

鈴鹿市議会選出議員			亀山市議会選出議員	
前川 申龍	永戸 孝之		森 英之	
田中 通	水谷 進		福沢 美由紀	
田中 淳一	中村 浩		今岡 翔平	
河尻 浩一	池上 茂樹		森 美和子	

議会終了後、介護老人保健施設を視察しました。



新たに委員に就任された方々

令和元年7月4日の任期満了に伴い、次の方々が就任されました。

公平委員会委員（敬称略）

【任期：令和元年7月5日から令和5年7月4日】

委員長	庄山 哲也	鈴鹿市在住
委員	峯 裕	亀山市在住
委員	鈴木 良一	鈴鹿市在住

選挙管理委員会委員（敬称略）

【任期：令和元年7月5日から令和5年7月4日】

委員長	今井 正昭	鈴鹿市在住
委員	中井 佳代子	鈴鹿市在住
委員	前田 和己	鈴鹿市在住
委員	宮崎 由美子	鈴鹿市在住

消費生活センターからのお知らせ

鈴鹿亀山消費生活センター 059-375-7611

鈴鹿亀山消費生活センターでは、様々な消費生活に関する苦情や相談を受け付けています。

平成30年度の相談件数 1,623件
(前年度より6.9%減少)

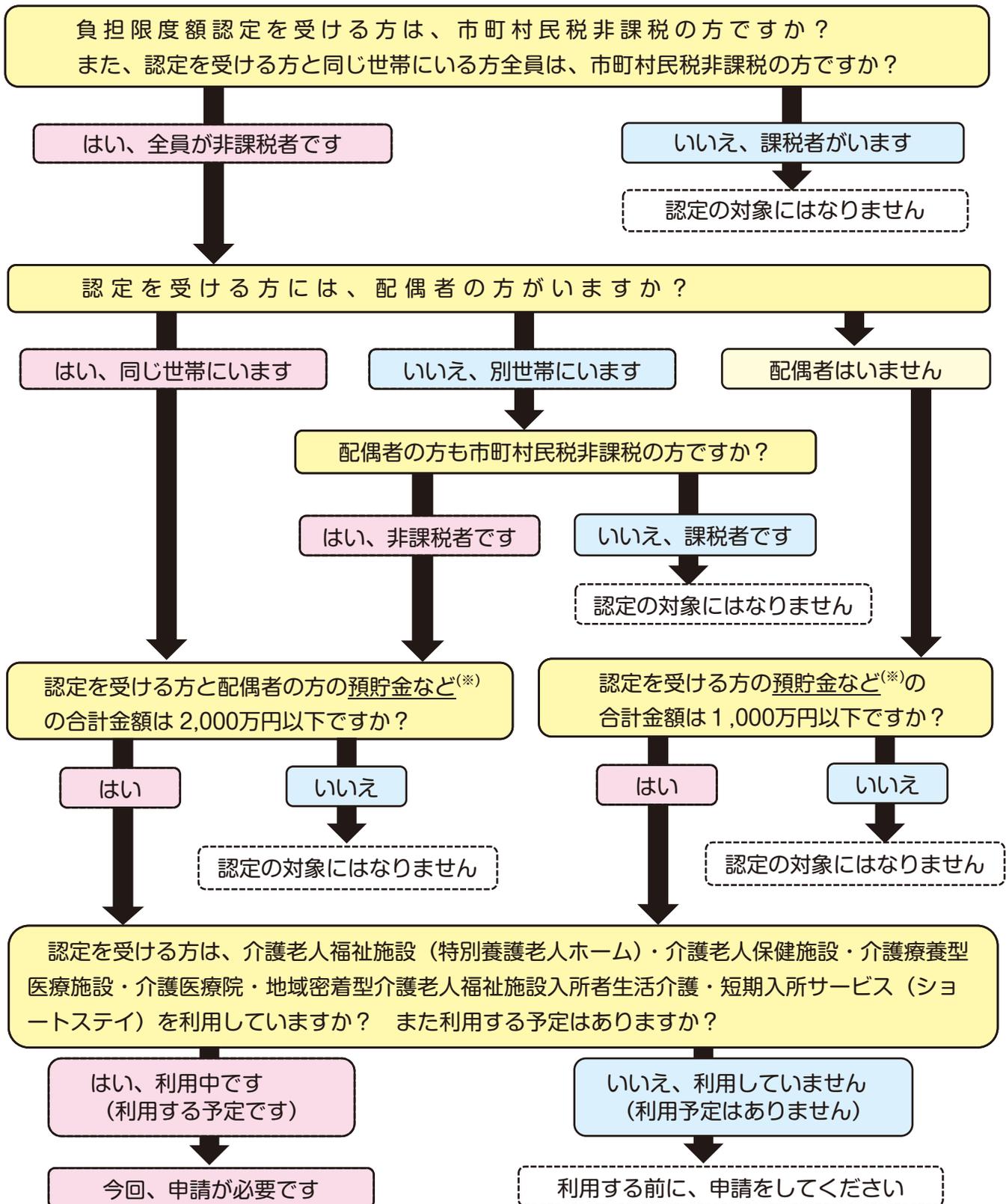
平成30年度主な相談内容及び件数

- ①不審な電話・訪問・郵便物に関すること 402件
- ②電子媒体における架空請求・不当請求 155件
- ③不動産等賃借に関すること 68件

～令和元年度 介護保険負担限度額認定の申請を受付中～

令和元年8月1日から令和2年7月31日までに、特別養護老人ホーム・介護老人保健施設などの利用時の自己負担費用のうち食費・居住費（滞在費）について、申請により条件に該当した場合、費用の負担が軽減されます。

介護保険負担限度額認定の対象となる方は？



※対象となる預貯金などの具体例

- ・現金、預貯金（普通、定期）
- ・有価証券（株式、国債、地方債、社債など）、投資信託
- ・金や銀など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属
- ・負債（借入金、住宅ローンなど）

預貯金などの合計金額は、現金・預貯金・有価証券などの合計額から負債額を引いた金額になります。
また、生命保険や自動車は含まれません。

申請の方法

申請に必要なもの

- ・介護保険負担限度額認定申請書兼同意書
（鈴鹿亀山地区広域連合ホームページからダウンロードできます。また、鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課の窓口でお渡しします。）
- ・申請者本人の印鑑（配偶者がいる方は、配偶者の印鑑も必要です。）
- ・申請者本人の預貯金に関する通帳など（直近2ヶ月以内の残高が確認できるもの）の写し
（配偶者がいる方は、配偶者の通帳などの写しも必要です。）
ただし、生活保護受給者の方は不要です。

提出先 鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課（郵送可）
〒513-0801 鈴鹿市神戸一丁目18番18号 鈴鹿市役所西館 3階

介護保険負担限度額認定の有効期間

申請月の1日から翌年の7月31日までです。

継続して認定を受けようとする場合は、申請に必要な書類を揃え8月30日（金）まで（必着）に鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課に申請してください。

市町村民税課税層における食費・居住費の特例減額措置

介護保険負担限度額認定に該当しない方で、施設に入所したことにより、残された世帯員の生計が困難になる場合には、特例減額措置制度があります。詳しいことについては、お問合せください。

特例減額措置の認定を受ける主な条件

- ① 属する世帯の構成員の数が2人以上であること
- ② 世帯の年間収入から施設の利用者負担の見込額を除いた額が80万円以下であること
- ③ 世帯全員の預貯金などの合計額が450万円以下であること など

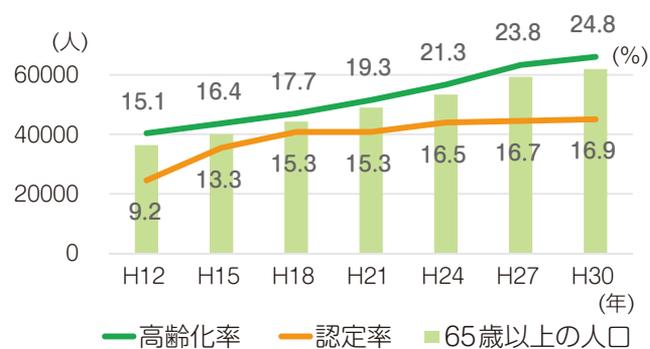
いつまでも元気に自分らしく過ごすために

～ 今日から始めよう介護予防 ～

4人に1人が65歳以上の高齢者

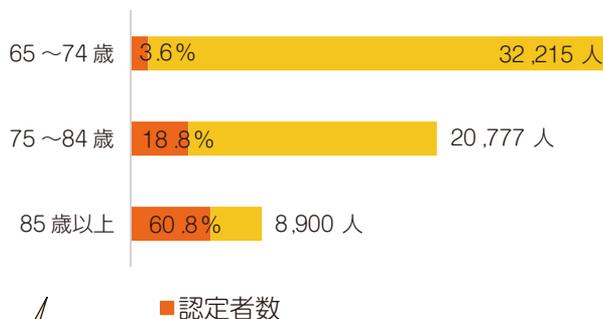
高齢になるほど介護を必要とする人が増加

鈴鹿市・亀山市の高齢化率・認定率の推移



(出典) 介護保険事業状況報告

年齢階級別人口と認定率



(出典) 介護保険事業状況報告 (平成30年12月)

65歳～74歳では27人に1人、
75歳～84歳では5人に1人、
85歳以上では1.6人に1人は、
介護保険の要介護認定を受けています。

介護が必要になった
主な原因は？

1. 認知症
2. 高齢による衰弱
3. 骨折・転倒 など

加齢にともなう心身の
機能低下によるものが
多く見られます。



高齢期の健康づくりのポイントは？

介護が必要な状態になることをできる限り予防するとともに、介護が必要な状態になってもできるだけ状態が悪化しないように身体機能・生活機能の低下を防ぐ「介護予防」に取り組むことが大切です。



～令和元年度 介護保険料について～

令和元年度の介護保険料について、第1段階から第3段階の方に対し、消費税率引上げに伴う公費負担による軽減を実施することとなりました。

各所得段階別の内訳と保険料年額については、次のとおり変更となります。

所得段階	市民税の課税状況	所得などの条件	国の標準	鈴鹿亀山地区広域連合	
				基準額に対する割合	保険料年額
第1段階	本人及び世帯員全員が非課税	生活保護を受給している人	第1段階 (×0.50)	0.375 〔軽減前〕 〔0.45〕	26,010 〔軽減前〕 〔31,220〕
		老齢福祉年金を受けている、又は、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人			
		第1段階に該当せず、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間120万円以下の人			
第2段階	本人が非課税かつ世帯員が課税	第1段階・第2段階以外の人	第2段階 (×0.75)	0.59 〔軽減前〕 〔0.68〕	40,930 〔軽減前〕 〔47,170〕
第3段階		第4段階以外の人	第3段階 (×0.75)	0.725 〔軽減前〕 〔0.75〕	50,300 〔軽減前〕 〔52,030〕
第4段階		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人	第4段階 (×0.90)	0.90	62,440
第5段階	本人が課税	第4段階以外の人	第5段階 (基準額)	1.00	69,380
第6段階		合計所得金額が年間120万円未満の人	第6段階 (×1.20)	1.20	83,250
第7段階		合計所得金額が年間120万円以上、200万円未満の人	第7段階 (×1.30)	1.30	90,190
第8段階		合計所得金額が年間200万円以上、300万円未満の人	第8段階 (×1.50)	1.50	104,070
第9段階		合計所得金額が年間300万円以上、500万円未満の人	第9段階 (×1.70)	1.70	117,940
第10段階		合計所得金額が年間500万円以上、750万円未満の人		1.85	128,350
第11段階	合計所得金額が年間750万円以上の人	2.00		138,760	

※各所得段階別保険料の算定にあたっては、保険料基準額に各段階の保険料率を乗じ、1円未満を切り上げ、10円未満を切り捨てています。



平成30年度下半期財政状況

平成30年度の鈴鹿亀山地区広域連合の予算について、平成31年3月31日現在の財政状況をお知らせします。

1 一般会計 [執行状況]

歳入 (単位 千円・%)

款	予算現額	収入済額	執行率
分担金及び負担金	96,877	84,122	86.8
国庫支出金	14,476	13,292	91.8
県支出金	9,226	8,191	88.8
繰越金	100	42	42.0
諸収入	533	61	11.4
合計	121,212	105,708	87.2

[公債及び一時借入金]・・・現在高なし

歳出 (単位 千円・%)

款	予算現額	支出済額	執行率
議会費	719	494	68.7
総務費	67,504	54,104	80.1
民生費	29,035	0	0.0
商工費	23,654	21,067	89.1
諸支出金	100	35	35.0
予備費	200	0	0.0
合計	121,212	75,700	62.5

2 介護保険事業特別会計 [執行状況]

歳入 (単位 千円・%)

款	予算現額	収入済額	執行率
保険料	4,397,973	4,397,641	100.0
分担金及び負担金	2,611,914	2,559,068	98.0
使用料及び手数料	200	52	26.0
国庫支出金	3,678,662	3,806,318	103.5
支払基金交付金	4,407,824	4,016,187	91.1
県支出金	2,484,147	2,542,565	102.4
財産収入	189	187	98.9
繰入金	33,446	0	0.0
繰越金	539,277	539,277	100.0
諸収入	945	16,742	1,771.6
合計	18,154,577	17,878,037	98.5

歳出 (単位 千円・%)

款	予算現額	支出済額	執行率
総務費	412,897	279,254	67.6
保険給付費	16,398,035	14,717,701	89.8
地域支援事業費	963,291	606,681	63.0
公債費	116	0	0.0
諸支出金	375,238	256,340	68.3
予備費	5,000	0	0.0
合計	18,154,577	15,859,976	87.4

3 財産

(単位 千円)

基金	現在高
介護給付費準備基金	1,585,033

4 公金の運用状況

歳計現金・基金などの保管状況

(単位 千円・%)

運用の種類	金額	利率	備考
普通預金	3,588,334	0	指定金融機関
定期預金(介護給付費準備基金)	60,000	0.010	10,000×6金融機関

情報公開制度の実施状況・個人情報保護条例の運用状況

平成30年度における情報公開制度の実施状況及び個人情報保護条例の運用状況について公表します。

【情報公開制度実施状況】

- 1 公文書の開示の請求件数 0件
- 2 公文書の開示に関する決定の状況 部分開示 0件
- 3 不服申立ての件数 0件

【個人情報保護条例運用状況】

- 1 個人情報の開示等の請求件数 14件

開示請求			不開示	利用停止等 請求
開示	部分開示	不開示		
14件	0件	0件	0件	0件

- 2 不服申立ての件数 0件

発行／鈴鹿亀山地区広域連合

〒513-0801 鈴鹿市神戸一丁目18番18号 TEL 059-369-3200 FAX 059-369-3202

ホームページ <http://www.suzukakameyama-kouiki.jp/> E-mail skkouiki@mecha.ne.jp